

# くらしの情報ページ

さつま町役場 ☎0996-53-1111

町民課 町民係 内線2125

## ■厚生年金特例法

厚生年金保険料が給与から天引きされていたにもかかわらず、事業主から保険料の納付や資格などの届出がされていない方に年金をお支払いする法律ができました。

今までは、厚生年金保険料が給与天引きされていても、事業主から保険料の納付や厚生年金資格などの届出がなかった場合であって、保険料の徴収権が消滅時効となる2年を経過したときは、その記録は年金に反映されませんでした。

【具体例】3年前に退職した事業所で厚生年金保険料を給与天引きされたにもかかわらず、事業主が厚生年金の加入手続きをしていなかったことがわかった場合

入社 ↓ 退社 ↑

厚生年金の届出なし → 年金額に反映されない  
↓  
年金額に反映される

◆これからは、厚生年金特例法の成立により、厚生年金保険料の給与天引きがあったことが年金記録確認第三者委員会で認定されたときは、年金記録が訂正されて年金額に反映します。

厚生年金特例法の概要

年金記録確認第三者委員会が

事業主が従業員から厚生年金保険料を給与天引きしながら、社会保険庁に納付したことが明らかでないと認定した場合には、社会保険庁は年金記録確認第三者委員会の認定事実により年金記録を訂正し、年金額に反映します。

事業主は、保険料の徴収権が時効消滅となる2年を経過した後であっても保険料を納付できることとなり、社会保険庁はその納付を勧奨します。

事業主が廃業している場合には、役員であった者に納付を勧奨します。

社会保険庁は、事業主または役員が保険料を納付しない場合には、その事業主名または役員の氏名を公表します。保険料が納付されたか否か明らかでない場合を除きます。

↓  
公表してもなお納付されなかった場合には、国が保険料を負担します。その後も事業主等への請求などを行います。

問い合わせ先

川内社会保険事務所 ☎22-5276

## ■年金相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じますので、質問や相談などがありましたら、年金手帳・年金証書・印鑑などを持ってお越しください。

日時 2月22日(金)

午前10時～午後3時

場所 宮之城ひまわり館『たすけあい室』

## ■ねんきん特別便

基礎年金番号に結びついていない約5,000万件の記録について、平成19年11月からコンピューターによる名寄せ作業を開始し、その結果、基礎年金番号の記録と結びつく可能性のある記録が出てきた方に、平成19年12月から平成20年3月までの間に、「ねんきん特別便」を郵送します。それ以外の方にも下記の予定で、順次「ねんきん特別便」を郵送します。

年金受給者の方には、

平成20年4月から5月までの間

現役加入者の方には、

平成20年6月から10月までの間

「ねんきん特別便」による本人の確認及び手続きを経て、はじめて記録が結びつくことができます。お手数ですが、「ねんきん特別便」でご自身の年金記録に記載漏れや誤りがないかを確認し、必ず手続きください。

## ■クレジットカードで納付

国民年金保険料がクレジットカードで納付できるようになりました。

平成20年2月より被保険者からの申込みを開始し、平成20年3月分の保険料からクレジットカードの納付ができます。申込みは川内社会保険事務所で受け付けます。

クレジットカードで納付できる保険料は次のとおりです。

1. 定額保険料

14,100円【平成19年度】

2. 付加保険料込みの定額保険料

14,500円【平成19年度】

町教育委員会 総務課 ☎52-1230

## ■さつま町奨学資金制度

高等学校（高等専門学校）、短期大学、専門学校、大学などに在籍し、経済的な理由により学費の支出が困難な方に対して、無利子で学費を貸与する奨学資金貸付制度があります。

奨学資金の種類

普通奨学資金

公立高等学校及び専門学校に在学している方  
月額 10,000円以内

私立高等学校及び専門学校に在学している方  
月額 20,000円以内

大学及び専修学校に在学している方

月額 30,000円以内

農業自営者育成奨学資金

農業関係の高等学校又はこれと同等と認められる試験場、研究所などに在籍する方

月額 12,000円以内

農業関係の大学又はこれと同等と認められる試験場、研究所などに在籍する方

月額 22,000円以内

貸付条件など

本町に住所を有する者の子弟であること。普通奨学資金の貸付対象者は、他の奨学資金（無利子のものに限る）の採用外になった者であること。

奨学資金の返還は在学期間終了後、6ヶ月を経過した月の翌月から、貸付金額に応じて定められた期間内に返還していただきます。

詳細・申込みについては、お問い合わせください。

3. 半年前納保険料

4. 1年前納保険料

クレジットカードによる1年前納・半年前納をされた場合、割引額は納付書で前納する額と同額になります。クレジットカードでの保険料納付をご希望される場合は、次の点にご注意ください。

1ヶ月前納（当月末振替）の保険料または一部納付（免除）の保険料のクレジットカード納付はできません。保険料の分割払いはできません。支払回数は1回払いになります。

税務課 町民税係 内線2112

## ■軽自動車税の課税について

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車などの所有者に課税されます。廃車をしたり、他人に譲ったりした場合は、廃車・名義変更の手続きをする必要があります。

特に、今春卒業する学生が使用しているバイクなどの売買による廃車・名義変更の手続きについては、早めに済ませましょう。また、農作業用として使用しているコンバイン及びトラクターは、「小型特殊自動車」に該当しますので、町の標識（緑色ナンバー）の交付を受けていない方は早めに申告をされますようお願いいたします。

問い合わせ先

本庁税務課町民税係 内線2112

鶴田総合支所税務係 内線4214

薩摩総合支所税務係 内線6114

税務課 収納第1係 内線2113

## ■今月の納税について

国民健康保険税 第6期

介護保険料 第6期

【納期限は2月29日】

納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

広報紙、町ホームページに広告を掲載してみませんか

○広告掲載料

・広報さつま 1枠（縦6.0cm×横8.5cm） 1万円

・町ホームページ（行政サイト） 1月 8,000円

・てんがらなび（住民交流サイト） 1月 5,000円

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

<http://www.satsuma-net.jp/>

広告



確定申告が2月18日より始まります。

- 年金申告のある方
- 給料を2ヶ所からもらっている方
- 保険の満期や解約があった方
- 土地や建物を売却された方

# 領家利弘税理士事務所

〒895-0074 鹿児島県薩摩川内市原田町25番20号 TEL(0996)25-2377(代) FAX(0996)23-2598

